

OTC 販売(包括地域連携) 参加申込確認

令和7年12月11日

薬局 および 店舗販売業 各位

一般社団法人 大阪府薬剤師会
会長 乾 英夫

緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗における 近隣の産婦人科医等との連携体制の構築について

平素より本会会務にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年度の制度変更により緊急避妊薬がOTC医薬品として販売されることとなり、販売を担当する薬剤師はeラーニングを受講し、販売する薬局・店舗販売業の店舗は「近隣の産婦人科医等との連携体制の構築」を行った上で、厚生労働省への『申告』が求められています。

この連携体制には、個々の薬局が近隣産婦人科医等と直接連携体制をとっていただく他、所在する地域の都道府県医師会と都道府県薬剤師会間で「連携医療機関名簿」と「緊急避妊薬販売薬局等名簿」を相互に共有することによって行う包括的な体制についても連携体制とできることが厚生労働省より示されました。

つきましては、上記包括連携への参加をご希望の場合は、下記のWEBシステムより 12月16日（火）（第1次締切）までにお申込みをお願い申し上げます。第1次締切以降も参加申込は随時受付いたします。（緊急避妊薬に関する『e-ラーニング』の研修修了証発行番号必須）

なお、連携手続きが完了し厚生労働省への『申告』が可能となりましたら、大阪府医師会より提供いただく「連携医療機関名簿」の確認方法とともに、ご登録いただきましたメールアドレスへ連絡いたします。

また、登録は薬局または店舗単位となり、事務手数料につきましては、会員薬局及び会員店舗は会費に含むため無料です。A会員として会員登録のない場合は有料となり、ご入力いただきましたメールアドレスへ振込先等を連絡いたします。

※緊急避妊薬の発注は、厚生労働省一覧に掲載された薬局・店舗のみ可能です。

《関連通知》

緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗における近隣の産婦人科医等との連携体制の構築について（令和7年10月28日付 医薬総発1028第1号、医薬審発1028第1号）



掲載用WEBシステム



<https://forms.gle/pTLDBh2SxTCaQDXM8>

【事務手数料】

会員薬局・会員店舗 会費に含む

一般（初年度） 13,200円（うち消費税額1,200円・10%対象）

一般（2年目以降） 6,600円（うち消費税額600円・10%対象）

※期間は毎年12月1日から1年間となり、期間途中からでも上記金額が必要。